

仕 様 書

高岡広域エコ・クリーンセンター
消 防 用 設 備 保 守 点 検 業 務

高岡地区広域圏事務組合

1 業務名

高岡広域エコ・クリーンセンター消防用設備保守点検業務

2 業務履行場所

氷見市上田子字笹谷内 50 番地 高岡広域エコ・クリーンセンター

3 業務履行期間

契約日翌日から令和 6 年 3 月 15 日まで

4 業務目的

高岡広域エコ・クリーンセンター（計量棟、車庫棟含む。また、以下「センター」という。）に設置されている消防用設備について、消防法に基づく点検業務及び整備を行うもので、このほか必要と認められる軽易な点検についても実施しなければならない。

5 点検機種及び台数

別表のとおり

6 点検及び整備箇所

- (1) 外観点検、機能点検を併せて 1 回、センターについて実施のこと。
- (2) 外観点検、機能点検及び総合点検を併せて 1 回、センターについて実施のこと。
- (3) 連結送水管については、耐圧性能試験を行うこと。

7 点検実施日

委託契約締結後、点検実施予定表を防火管理者に提出すること。

8 点検要領

点検は、昭和 50 年 10 月 16 日消防庁告示第 14 号に定められた要領をもって行うこと。また、試験時に使用する薬液等は補充すること。

9 記録及び報告

- (1) 点検実施後、その結果及び処置状況を消防庁告示第 14 号別記様式（以下「点検票」という。）に記載し、防火管理者の認印を受けること。
- (2) センターの点検 1 回終了ごとに、点検票を防火管理者に提出すること。（2 部）

10 故障修理

- (1) 故障を発見したときは修理の容易なものについては直ちに修理し、容易でないものについては防火管理者に連絡、指示を待ち処置すること。
なお、直ちに修理したものについては、事後、防火管理者に報告すること。

(2) 修理、増改修、移設等に要する費用は、次の場合を除き受託者が負担すること。

ア 防火管理者又は消防機関の指示によるもの

イ 老朽の著しいもの又は災害によるもの

ウ センター職員等の過失によるもの

エ 原因不明とみられるもの

(3) 前号の規定にかかわらず、点検実施中に発見した受信機のランプ及びヒューズの損傷は、受託者において負担修理すること。

11 点検のため機器を取り外す必要が生じた場合は、これと同等の機器を仮設しなければならない。ただし、あらかじめ防火管理者の承認を得たときは、この限りではない。

12 安全、その他

「労働安全衛生法」その他関連法規等を遵守し、又は中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会等の出版物を参考として、安全管理に必要な処置を講じ、労働災害防止に努めなければならない。

(1) 本業務に関する安全管理を図るために、安全管理者1名以上を配置し、業務現場の安全を有機的にかつ総合的に確保すること。

安全管理に関する事項の周知徹底を図るとともに、日常の活動を円滑に運ぶため、安全管理組織を決めなければならない。なお、指令、命令等は下請け関係者及び現場作業員にまで行き渡るようにすること。

(2) 受託者は、下請け関係者及び現場作業員に至るまで、安全教育を行い安全管理に対する意識の向上を図らなければならない。

(3) 施行の現場、材料置場及び材料加工場等作業現場に業務関係者以外の者及び一般車両が誤って立ち入ることのないよう柵又はこれに類するもので他と明確に区分し、同時に不断の注意を払わなければならない。

(4) 業務中における緊急活動を円滑にするため、事前に各関係先の連絡体制として業務関係者に周知させておくとともに、業務事務所内に文書を掲示しておかななければならない。

(5) 現場作業時は、ヘルメットを完全に着用し、危険箇所では保護具等を必ず使用して作業をしなければならない。

(6) 作業に使用するため危険物を持ち込む場合は、予め監督員と搬入方法、貯蔵場所及び貯蔵方法を協議しなければならない。

(7) 受託者は高温環境下での作業に際しては、作業従事者に対しあらかじめ熱中症の症状、熱中症の予防方法、緊急時の救急措置、熱中症の事例等の労働衛生教育を行うこと。

(8) 電気工具、投光器、電気機械工具、計測器具等は十分に整備されたものを使用し、電源は、当センター内で指定する電源を使用することとする。

コンセントより使用する小容量の器具も、必ず漏電防止器を使用する。

- (9) 火気の使用に際しては、周囲の状況を把握して、火気飛散による災害防止に注意しなければならない。
- (10) 高所作業に際しては、常に足場の確保に注意し、転落事故に対しても速やかに対処できる防護対策をとること。また、荷揚げ用のウインチ、ゴンドラ等は、十分に点検整備されたものを使用する。
- なお、高所ではなくとも、作業中転落の恐れがある場合は、足場組、安全ベルト等の転落防止策を施し、無理な作業を行ってはならない。
- (11) 地下室、トレンチ及びごみピット等、空気流入の少ない場所、ガス発生の恐れがある場所での作業は、事前に酸素濃度、有害ガスの有無を測定し、送風機等を使用し換気を行い、危険のない状態で行わなければならない。なお、酸素濃度測定の記録は法令で定められた期間保存しなければならない。
- (12) 作業中に事故があった場合は、速やかに措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、速やかに監督員に報告しなければならない。
- (13) 作業の際は、焼却設備、建物その他の施設を損傷しないように十分に注意することとする。もし、損傷が発生した場合、受託者は監督員の指示に従い、速やかに復旧しなければならない。
- (14) 受託者は、作業中に交通の妨害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう交通及び保安上の注意を払わなければならない。特に夜間にあっては、該当箇所に注意灯を設置し、常時点検するなど保安警戒に十分注意しなければならない。
- (15) 現場作業に必要な消耗品等は、受託者の負担とする。
- (16) 連絡用携帯無線機（以下、「トランシーバー」とする。）の使用について
- 作業の連絡に使用するトランシーバーは、電波法を犯さない機器を使用すること。特に下記事項は厳守すること。
- ① トランシーバーの使用にあたり開局等の申請が必要な機器は、手続きが完了した機器を機器を使用すること。
 - ② 使用するトランシーバーの操作に資格が必要な場合は、有資格者が使用すること。
 - ③ 免許証、免許状を必要とする場合は、その施工前に免許証、免許状の写しを監督員に提出すること。
 - ④ アマチュア無線用のトランシーバーの使用及び持ち込みは一切禁止する。